

新路線申請に関する協議について

- 宇野自動車(株)が、新たなバス路線の認可申請を中国運輸局に行い、このことについて、令和7年10月24日付で国土交通省中国運輸局から岡山市に対して通知がありました。（資料5-2参照）
- 国から地域公共交通利便増進実施計画の認定を受けている岡山市は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律／第二十七条十八項（道路運送法の特例）」に基づき、「当該事業の経営によって、実施計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないかどうか」に関し、協議会における協議を経て、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができ、また、国も、同様の観点で審査します。

地域公共交通活性化再生法 第二十七条の十八（道路運送法の特例）

今回の路線新設の申請が該当

4 國土交通大臣は、その全部又は一部の区間又は区域が認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通利便増進事業を実施する区域内に存する路線又は営業区域に係る一般乗合旅客自動車運送事業（当該地域公共交通利便増進事業に係るものを除く。以下「認定区域内計画外事業」という。）について、道路運送法第四条第一項の許可又は同法第十五条第一項の認可の申請があった場合には、同法第四条第一項の許可の申請にあっては、当該認定区域内計画外事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該認定区域内計画外事業を実施しようとする者が同法第七条各号のいずれにも該当しないことのほか、同法第十五条第一項の認可の申請にあっては、当該認定区域内計画外事業の内容が同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合することのほか、当該認定区域内計画外事業の経営により、当該認定地域公共交通利便増進実施計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないかどうかを審査しなければならない。

岡山市地域公共交通利便増進実施計画

参考資料2の通知

8 第二十七条の十五第二項の認定を受けた地方公共団体は、認定区域内計画外事業について道路運送法第九十一条の二第一項の規定による通知を受けた場合において必要があると認めるときは、当該認定区域内計画外事業の経営により認定地域公共交通利便増進実施計画の維持が困難となるため公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないかどうかに関し、協議会が組織されている場合には協議会における協議を、協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会との協議を経て、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。

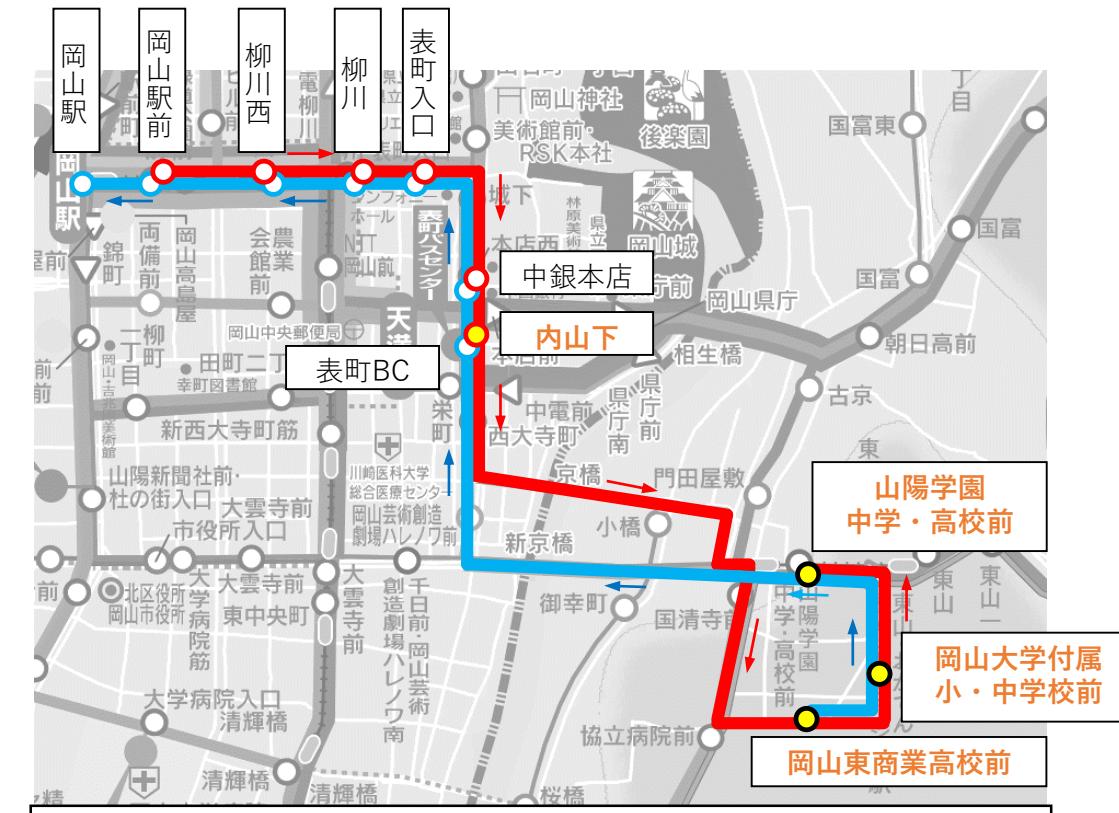
■ 宇野自動車(株)が申請した新路線の概要

※具体的な申請内容については、参考資料2を参照ください。

＜現在の路線図（岡山市公共交通マップより）＞



＜宇野自動車(株)が申請した新路線＞



岡山駅前 ⇒ 山陽学園中学・高校前
：1便 (7:30)

岡山東商業高校前→岡山駅
：4便（14:45／15:20／16:00／16:30）

○：宇野自動車(株)
の既設バス停

○：宇野自動車(株)
の新設バス停